

1

滋賀医科大学までご相談ください

■ 国立大学法人滋賀医科大学 総務企画課広報係（基金担当）

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町

TEL: 077-548-2012 FAX: 077-543-8659

E-mail: [hqkikaku\[a\]belle.shiga-med.ac.jp](mailto:hqkikaku[a]belle.shiga-med.ac.jp)（[a]を@に変えて送信してください）

2

滋賀医科大学相続寄附申込書をご提出ください

- ・ 寄附申込書受領後、寄附金のお振込先をお知らせいたします。

3

ご入金確認後1か月を目途に、「寄附金領収書」を発行します

- ・ 「寄附金領収書」は相続税の申告手続きに必要となります。相続税の申告を行う方は、大事に保管ください。

4

相続税の申告を行うことで非課税となります

- ・ 当基金へのご寄附については、所得税法第78条第2項第2号に基づき財務大臣が指定した特定寄附金及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した指定寄附金に該当し、**当基金にご寄附いただいた財産には、相続税が課税されません。**
- ・ 非課税の扱いを受けるには、相続税の申告期限内（被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内）にご寄附いただき、相続税の申告時に当基金が発行する「寄附金領収書」を添付する必要があります。

※相続税について詳しくは最寄りの税務署や税務相談室にお尋ねください。